

(仮称) 南こども園設計事業者選定プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問	回答
1	実施要領P.9 7 (1) 提出書類について 提案書に記載する文字サイズの指定がございましたらご教示願います。	指定はありません。読み取れる大きさであれば結構です。
2	本市への競争入札参加資格登録番号はID番号と考えて宜しいでしょうか。	「本市への競争入札参加資格登録番号」は、業者番号を記載して下さい。
3	様式2参加申請書について ・「本市への競争入札参加資格登録番号」は業者番号でよろしいでしょうか。 ・「一級建築士事務所登録」の「資格」は一級建築士事務所の登録番号を記載する認識で宜しいでしょうか。	「本市への競争入札参加資格登録番号」は、業者番号で貴見のとおりです。 「一級建築士事務所登録」の「資格」は、一級建築士事務所の登録番号を記載してください。
4	様式2 の記載について、「一級建築士事務所登録」欄 「資格」については“一級建築士事務所登録番号”、「氏名」については“管理建築士氏名”の記載をするという理解であっておりますでしょうか。	貴見のとおりです。
5	予定技術者経歴書（様式3-1）に枚数制限はありますか。	様式3-1は、可能な限り枠内に収まるように記載してください。ただし、収まり切らない場合はその限りではありません。
6	予定技術者経歴書（様式3-1）に協力会社の者を記載する場合、そのものが所属する組織の長であるとき、証明書はどのようなものが必要でしょうか。	組織による証明書を作成、添付してください。
7	実施要領P7. (1) 提出書類①予定技術者等経歴書（様式3-1）に関して、各技術者の経歴に記載する実績には、以前所属していた会社での実績を含めても問題ないでしょうか。	旧所属組織における実績も実務経験年数としてカウントします。

No.	質問	回答
8	<p>様式3-1の記入例について 実務経験年数の根拠となる業務及び時期を記載とあります。また採点基準ではこども園等をカウントするとあります。したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども園等はすべて記載 ・他の用途は主なものに絞って記載し実務実績年数が長いものであってもすべての年次において記載する必要はない <p>と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>こども園等の新築の実績については1次選考の評価基準となりますので、「1次選考評価基準、1. 予定技術者等の経歴」により、必要と思われる件数を記入してください。</p>
9	<p>様式3-1 主任担当技術者について協力会社より配置する場合に添付する経歴の証明書（任意書式）については写しの提出で宜しいでしょうか。</p>	<p>原本を提出してください。</p>
10	<p>様式3-1 主任担当技術者について、経歴の欄に記載する業務が多く枠内への記載が難しい場合、枠の大きさを変更、もしくは経歴の分かる資料を別紙資料として添付しても宜しいでしょうか。</p>	<p>様式3-1は、可能な限り枠内に収まるように記載してください。ただし、収まり切らない場合はその限りではありません。</p>
11	<p>様式集 1. 予定技術者の経歴の中で、こども園等の新築に係る設計業務に従事した件数とありますが、質疑No.1と同様に、平成24年4月1日以降・以前関係なく、又、延べ面積800㎡以上、以下関係なく、こども園等の新築の設計業務実績があれば、件数に載せて可能でしょうか。 同様に主任担当技術者（建築、構造、電気、機械）も上記内容と同様に考えて、宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>事業者実績作品一覧（様式3-2）に枚数制限はありますか。</p>	<p>様式3-2は、1件につき1枚に収めてください。</p>
13	<p>事業者実績作品一覧（様式3-2）に作品の写真を貼付けてもよいですか。</p>	<p>様式3-2（事業者実績作品一覧）に写真を添付することは可能とします。</p>

No.	質問	回答
14	様式3-2はPDFでの提出と考えて宜しいでしょうか。	PDF化した電子データで提出をお願いします。詳細は実施要領P7(2)をご覧ください。
15	様式3-2記入例に「施設の平面計画図など」とあります。写真を添付することは可能でしょうか。	様式3-2(事業者実績作品一覧)に写真を添付することは可能とします。
16	様式3-2は図の挿入を考慮し.docx(Word)以外で作成しても宜しいでしょうか。	最終的にPDF化していただければ構いません。
17	様式3-2は実施作品1件につき複数枚としても宜しいでしょうか。	様式3-2は、1件につき1枚に収めてください。
18	様式3-2事業者実績作品一覧について、既存建築物を確認済証等を取得し用途変更して認定こども園、保育所、幼稚園を新たに設置した物件も実績作品とみなすことができますか。	新築工事にかかる実績作品以外は認められません。
19	(様式3-2)事業者実績作品一覧のうち、3.選定概要(3)参加資格要件④を除く実績作品について、確認申請上の設計者が参加者と異なる場合、参加者が設計業務に関わったことを証明する書類(例:設計委託業務の契約書写し)を添付すれば実績作品として認められるでしょうか。	実績作品としては認められません。
20	事業者実績作品一覧(様式3-2)又は事業者実績作品一覧に記載した作品の確認申請書等の写しは、各主任担当技術者の経歴を証する書面として提出必要と考えて宜しいでしょうか。	確認申請書の写しを提出していただく目的は、実績が事業者のものであることを確認するためです。
21	実施要領P7 6(1)③ 様式3-2に関し、様式名や受付番号が記載してあれば、枠線やレイアウトは自由と考えてよろしいでしょうか。	様式3-2の形式は保持してください。
22	実施要領P7 6(1)③ 様式3-2に関し、実績作品を分かりやすく説明するため、竣工写真等を載せることは可能でしょうか。	様式3-2(事業者実績作品一覧)に写真を添付することは可能とします。
23	様式集 3-2事業者実績作品一覧の中で、1作品を2ページにまたがって載せても宜しいでしょうか。又、写真を載せることは宜しいでしょうか。	様式3-2は1件につき1枚に収めてください。

No.	質問	回答
24	<p>様式3-2・様式4-1・様式4-2作成にあたり、記載文字のフォントやポイント数の指定はありますか。</p> <p>また、実施要領P9 7.2次選考にて様式4-1, 4-2には記述の補足の挿入が認められておりますが、挿入物の説明に記載する文字等は見やすさを考慮した文字サイズとして構いませんか。</p>	<p>様式3-2、4-1、4-2について、フォントやポイント数の指定はありません。</p> <p>様式4-1、4-2については、記述の補足の挿入物の文字サイズにも指定はありません。</p>
25	<p>提案書（4-1）には写真を貼付けてもよいですか。</p>	<p>様式4-1（子どもの主体性を尊重した教育・保育についての提案書）に写真を添付することは可能とします。</p>
26	<p>様式集 4-1提案書について</p> <p>A4版の提案書には枠がありますが、枠の大きさは任意に変更しても宜しいのでしょうか。又、文字の大きさはどの程度まで許可頂けますでしょうか。</p> <p>A3版の提案書には枠はありませんが、受付番号を左上に様式4-2の記載と右上に受付番号の記載をすれば、それらの位置、その他の体裁に特に決まりはないと、考えて宜しいのでしょうか。</p>	<p>様式4-1について、フォントやポイント数の指定はありませんが、形式を保持してください。</p> <p>A3版については、貴見のとおりです。</p>
27	<p>2次選考の提案書(様式4-1、4-2)は裏表合わせて1枚と考える宜しいのでしょうか。</p>	<p>表のみで1枚と考えてください。裏面は含みません。</p>
28	<p>実施要領P9 7.2次審査(1)提出書類に記載のある様式4-1、4-2は様式名や受付番号が記載してあれば、枠線やレイアウトは自由と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>様式4-1、4-2の形式は保持してください。</p> <p>ただし、様式4-2については、「注）この様式一枚に各提案を記入すること。」 「（A3）」の文字を削除し用紙全面を使用できます。</p>
29	<p>実施要領P.9 7（4）提案書（様式4-2）の作成について</p> <p>提案写真は不可とありますが、提案写真とは、どのような写真を示していますでしょうか。</p>	<p>過去の実績例や製品カタログ等の写真を提案写真として載せる事などを防ぐために、提案写真は不可としております。</p>
30	<p>実施要領P.9 7（4）提案書（様式4-2）の作成について</p> <p>過去の実績例により得られた効果とは、公園の一部にこども園を建築したことに限られるものと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>限られません。類似の実績例があれば記載してください。</p>

No.	質問	回答
31	<p>実施要領 P9 7. 2次選考「プレゼンテーション」の、 (4) 提案書（様式4-2）の作成について、提案図面やイメージ程度 のスケッチ（カラー可）などによりわかりやすく表現してください。 とありますが、具体的にどの程度までだったら許可されますか。 写真はNGですが、CGは可能でしょうか。又、図面密度としては、 例えば壁は単線で表現した方が望ましいでしょうか。 又、提案写真は不可とします。とありますが、写真は、どのような 内容だったとしても全て禁止ということでしょうか。過去に携わった 保育園等の中で、提案に合うものがあったとしても、載せるのは 禁止ということでしょうか。</p>	<p>過去の実績写真を、イメージとして載せる場合などを想定し不可と しています。 プレゼンテーション資料作成における線種、添景またはテクス チャー等の選択は、より表現しやすいものを選択してください。 パースやアイソメ等を3DCG製作ソフト等により作成することは可と します。</p>
32	<p>実施要領7.2次選考「プレゼンテーション」の実施（4）提案書（様 式4-2）の作成について、「提案写真は不可とします」とありま すが、建築の詳細な透視図・3Dによるイメージパースは不可で しょうか。</p>	<p>3DCG製作ソフト等により作成することは可とします。</p>
33	<p>実施要領7.（4）「提案書の作成について」に提案写真は不可とあり ますが、加工した写真やCGも不可と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>写真を用いた提案は不可です。 パースやアイソメ等を3DCG製作ソフト等により作成することは可と します。</p>
34	<p>別添資料2（仮称）南こども園実施計画「◆環境づくりのアイディ ア」に記載されている内容はアイデアであり、基本設計、実施設 計の段階で必ずしも実行されるとは限らないと考えて宜しいでし ょうか。</p>	<p>別添資料1（建築設計ガイドライン）の「◆環境づくりのアイディ ア」のことを指しているのとらえてよろしいでしょうか。参考資料 として考えていただくことを想定しているため、必ずしも実行して いただく必要性はありません。</p>
35	<p>2次選考に向けた提案書作成段階で現況測量図の配布の予定はござ いますか。予定がない場合、提案資料は別添資料2（仮称）南こども園 実施計画p4及び白図を元に計画敷地を想定して宜しいでしょうか。</p>	<p>近日中に、本プロポーザルのホームページ上に、測量図のCADデータ を掲載します。</p>

No.	質問	回答
36	2次選考前の段階で再度質疑をすることは可能でしょうか。	不可とします。
37	最終選考「競争見積もり合わせ」において次点となった場合、2次選考にて提示した独創的提案の著作権等は市に帰属することになるのでしょうか。	市に帰属することになりません。
38	実施要領P2 2.設計方針にて、「建築構造は原則鉄骨造」と記載がありますが、物価上昇や納期の懸念もあり、他の構造方式で提案することは可能でしょうか。	工期、コスト及び維持費等を勘案し鉄骨造を原則としておりますので、他の構造方式とする場合はその優位性を提案してください。ただし、提案した構造方式が本施設の設計に反映することを担保するものではありません。
39	実施要領2.（仮称）南こども園の設計方針にて「原則鉄骨造」とありますが、別の構造または併用構造の提案は可能でしょうか。	工期、コスト及び維持費等を勘案し鉄骨造を原則としておりますので、他の構造方式とする場合はその優位性を提案してください。ただし、提案した構造方式が本施設の設計に反映することを担保するものではありません。
40	実施要領P6 5.参加資格審査 審査において3.選定概要(3)参加資格要件④に該当する建築物は1件以上あれば良いという解釈で、あくまでその後の選考には影響しないと考えてよろしかったでしょうか。	1件以上あれば良いです。また、その後の選考には影響しません。
41	実施要領P3 3.選定概要 (3) 本プロポーザルに参加するにあたり、JV（設計共同企業体）を組み、事業者として申し込むことは可能でしょうか。可能な場合条件や規定をご提示ください。	不可とします。
42	実施要領P7 6(1)③ 事業者実績作品として、協力企業の構造主任技術者や電気/機械主任技術者の実績を盛り込み、審査対象とすることは可能になりますか。	不可とします。

No.	質問	回答
43	実施要領 6. (1) ①の経歴欄に記載する設計や監理の実績は、実施要領 3. (3) ④の要件を満たしていても実績評価の対象になるのでしょうか。	実施要領3. (3) ④に該当しない実績についても、実務経験年数の対象となります。
44	実施要領 6. (1) ③で提出する実績作品は、実施要領 3. (3) ④の要件を満たしているものが1件あれば4件は要件を満たしていても実績評価の対象になるのでしょうか。	貴見のとおり、実施要領3. (3) ④に該当しない物件も実績評価対象となります。
45	実施要領 6. (1) ④において確認申請書第一面から第三面を添付するようありますが、研究所敷地内の保育所なので第三面の主要用途が研究所と記載されているため、第四面（用途：保育所と記載）も添付し事業者実績に記載しても宜しいのでしょうか。	確認申請書第四面を添付し、事業者実績としていただいて問題ありません。
46	実施要領 1. (6) その他の文章を読み、園庭と残地の両方の整備が本業務外と読み取れたのですが、園庭整備の外構設計は本業務と考えて宜しいのでしょうか。	園庭の設計、整備工事は本業務委託に含みませんが、こども園の外構設計は含めてください。
47	実施要領 P7 6.1次選考「実績審査」(1) 提出書類の、③事業者実績作品一覧について、本要領の3. 選定概要(3) 参加資格要件④を満たしている実績作品を必ず一件以上選択してください。とありますが、仮に、参加要件を満たす実績（平成24年4月1日以降のこども園等で、延べ面積800㎡以上）を一件載せ、他四件を年代、年別、延べ面積問わずに実績として載せて評価して頂けるのでしょうか。例えば、平成24年4月1日以降で学校の一部に保育園があるが、保育園部分の面積が500㎡程度だった場合、実績に載せることは可能でしょうか。又、平成24年以前の建物ですが、800㎡以上ある保育園等だった場合も、実績に載せることは可能でしょうか。	実施要領6. (1) ③のとおり、実施要領3. (3) ④に該当する作品が1件以上ある場合、その他の実績作品については年代及び規模等は問いません。また、平成24年以前の作品については、実施要領3. (3) ④に該当しない作品として評価いたします。

No.	質問	回答
48	<p>実施要領P6.(1)提出書類②及びP7.(1)提出書類④に関して""確認申請書""は、"計画通知書"と読み替えても問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
49	<p>実施要領3.選定概要(3)参加資格要件④に記載の実績についてですが、実績該当施設の新築工事にあたり、既存旧園舎を使用しながら工事を行なったため、工期をⅠ期、Ⅱ期と分けて新築工事をしております。申請上ではⅠ期新築(800㎡未満)、Ⅱ期増築(800㎡以上)となっており、合計1351㎡の建物です。完成後は一体の建物として運用しております。</p> <p>参加資格について、Ⅰ期Ⅱ期合計での実績、もしくはⅡ期増築(800㎡以上)について参加資格としてお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>Ⅰ期、Ⅱ期を合わせて一つの実績として認めます。</p>
50	<p>実施要領7.2次選考「プレゼンテーション」の実施(8)実施方法②に「提出した提案書をもとに追加提案・追加資料は認めない」とありますが、提出した提案書を拡大したり、上から説明する文字を追加するなど、見やすいレイアウトに必要な加工は可能でしょうか。</p>	<p>2次選考のプレゼンテーションにおいて、提出した提案書を加工したり、文字等を追加してプレゼンテーションすることは認めません。</p> <p>提案書の拡大は可とします。</p>

No.	質問	回答
51	<p>実施要領6.1次選考、7.2次選考に選考委員会が審査・採点を行うと記載ありますが、選考委員会の選考委員が明示されていません。公表予定、公表場所等を教えて下さい。</p>	<p>横須賀市情報公開条例の第27条に基づき、公平性、公正性を保つ目的から、（仮称）南こども園設計事業者選考委員会を非公開としているため、公表できません。</p> <p>令和3年10月1日から施行している「（仮称）南こども園設計事業者選考委員会条例」の第3条において、以下のように定めています。</p> <p>委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 専門的知識を有する者 (3) 市職員</p> <p>ただし、人数の内訳は非公開とします。</p>
52	<p>選考委員の合計人数を教えてください。</p> <p>また、その中で第三者としての建築系学識経験者の人数を教えてください。</p>	<p>横須賀市情報公開条例の第27条に基づき、公平性、公正性を保つ目的から、（仮称）南こども園設計事業者選考委員会を非公開としているため、公表できません。</p> <p>令和3年10月1日から施行している「（仮称）南こども園設計事業者選考委員会条例」の第3条において、以下のように定めています。</p> <p>委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 専門的知識を有する者 (3) 市職員</p> <p>ただし、人数の内訳は非公開とします。</p>

No.	質問	回答
53	選考委員は何名ですか。	<p>横須賀市情報公開条例の第27条に基づき、公平性、公正性を保つ目的から、（仮称）南こども園設計事業者選考委員会を非公開としているため、公表できません。</p> <p>令和3年10月1日から施行している「（仮称）南こども園設計事業者選考委員会条例」の第3条において、以下のように定めています。</p> <p>委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 専門的知識を有する者 (3) 市職員</p> <p>ただし、人数の内訳は非公開とします。</p>
54	選考委員に外部有識者の方はいらっしゃいますか。	<p>横須賀市情報公開条例の第27条に基づき、公平性、公正性を保つ目的から、（仮称）南こども園設計事業者選考委員会を非公開としているため、公表できません。</p> <p>令和3年10月1日から施行している「（仮称）南こども園設計事業者選考委員会条例」の第3条において、以下のように定めています。</p> <p>委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 専門的知識を有する者 (3) 市職員</p> <p>ただし、人数の内訳は非公開とします。</p>

No.	質問	回答
55	審査委員会の委員名の公表をお願いします。可能な場合は特にメンバーに第三者として学識経験者の有無を教えてください。	<p>横須賀市情報公開条例の第27条に基づき、公平性、公正性を保つ目的から、（仮称）南こども園設計事業者選考委員会を非公開としているため、公表できません。</p> <p>令和3年10月1日から施行している「（仮称）南こども園設計事業者選考委員会条例」の第3条において、以下のように定めています。</p> <p>委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 専門的知識を有する者 (3) 市職員</p> <p>ただし、人数の内訳は非公開とします。</p>
56	（仮称）南こども園設計事業者選考委員会の構成員の氏名をご教示ください。	<p>横須賀市情報公開条例の第27条に基づき、公平性、公正性を保つ目的から、（仮称）南こども園設計事業者選考委員会を非公開としているため、公表できません。</p> <p>令和3年10月1日から施行している「（仮称）南こども園設計事業者選考委員会条例」の第3条において、以下のように定めています。</p> <p>委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 専門的知識を有する者 (3) 市職員</p> <p>ただし、人数の内訳は非公開とします。</p>
57	選考委員に敷地図をご提供お願い致します。	選考委員会開催時に、本プロポーザル資料を配布しています。
58	実施要領 P1 業務内容③久里浜公園プール解体工事設計業務とありますが、久里浜公園プールの既存図はどの程度提供いただけますか。また、CAD データはあるのでしょうか。	久里浜公園プールについては、青焼き図面のみとなります。現況測量図のCADデータはあります。
59	計画地のCADデータをいただくことは可能でしょうか。	近日中に、本プロポーザルのホームページ上に、測量図のCADデータを掲載します。

No.	質問	回答
60	計画にあたり、計画地の建設可能範囲を正確に示した図面をご提示ください。また、それらのCAD図をお示し頂けないでしょうか。	近日中に、本プロポーザルのホームページ上に、測量図のCADデータを掲載します。
61	提案書を作成するにあたり、建設予定地地質調査報告書抜粋 調査位置断面線図に使用している敷地のCAD データをいただけないでしょうか	近日中に、本プロポーザルのホームページ上に、測量図のCADデータを掲載します。
62	(仮称)南こども園実施計画2.前提条件③計画地にて、計画地内のプールには階段等があり、高低差があると思われそうですが、それらの高さ情報と、敷地のCAD データを提供いただけますでしょうか。	近日中に、本プロポーザルのホームページ上に、測量図のCADデータを掲載します。
63	実施要領1.業務概要 (6) その他に、(仮称)南こども園の敷地にしない残置部分の整備については令和6年度に設計・工事予定とありますが、残置部分の整備について、現段階で方針・計画等がありましたら教えて下さい。	残地部分の整備については、公園の広場部分として整備する方向性で検討を進めていますが、現時点で具体的な方針は決まっていません。
64	実施要領P1 1.業務の概要(6)その他 プール施設解体後敷地にしない残地部分の整備に関し、具体的な活用方法やイメージが想定されていればご提示ください。	残地部分の整備については、公園の広場部分として整備する方向性で検討を進めていますが、現時点で具体的な方針は決まっていません。
65	計画地を公園内の南西側とした理由を教えてください。	久里浜公園の既存広場部分に利用制限を設けないよう配慮したためです。
66	計画地を公園内の他の場所に移動することは可能ですか。	不可とします。
67	地質調査資料結果から判断して液状化対象となる地層は無いと判断して宜しいですか。また、上部細砂層の長期許容地耐力度は、下層部の圧密を考慮し、どの程度見込めますか。	配布資料をもとに、判断してください。
68	既存プールの地盤は隣接公園から見て高台状ですが、解体整地後は隣接公園と同程度の地盤高になると考えて宜しいですか。	地盤高の設定も含めて設計を行ってください。 なお、既存プール施設解体後の敷地にしない残地部分については、既存公園の地盤高さに合わせる必要があります。

No.	質問	回答
69	実施要領P2 2.設計方針にて、「送迎用の駐車場については、近隣の土地に一定数確保する予定…」と記載がありますが、想定している近隣地の場所等ありましたらお示しください。	現時点で具体的に決まっているものではありません。ただ、久里浜公園周辺の公共施設の既存駐車場の活用を含めて検討しています。
70	実施要領 P2 送迎用の駐車場について3～5台程度の駐車スペース、または車寄せを確保したい。とありますが計画地への車両進入口は西側、北側のどちらの道路に設けても良いのでしょうか。	それらを含めた提案をしてください。
71	実施要領P2 2.設計方針にて、「工事期間中の車両動線や重機作業などが安全に…」と記載がありますが、計画地が解体範囲よりも縮小していることに関し、安全に配慮するため新築工事中も解体範囲（プール全域）を工事ヤードと考えてよろしかったでしょうか。	建築敷地外については、こども園新築工事と並行して公園整備工事を行うため、工事ヤードとして使用することはできません。
72	別添資料2 P2 計画地の概要に用途地域(容積率・建蔽率)の記載がありますが、計画地は久里浜公園の一部を占用したものとの考えから、容積率・建蔽率の算定には久里浜公園面積(5,871.85㎡)＝敷地面積として考えてよろしいでしょうか。	建築敷地面積は、1,500㎡です。
73	別添資料2P3 都市公園法施行令 抜粋（占用に関する制限）に関し、久里浜公園内の広場の範囲と面積をご提示ください。	公園整備計画が未定なため、広場の範囲及び面積は未定です。
74	（仮称）南こども園実施計画2.前提条件③計画地にて、計画地の平面図・配置図にて赤塗で計画範囲が示されていますが、その範囲を超えて提案可能でしょうか。 また、計画地範囲は解体予定のプールを横断しており、この境界線内のみの提案となると、公園との関係が提案できない恐れがあります。	計画範囲を超えての提案は不可とします。 プール施設解体後の（仮称）南こども園の敷地にしない残地部分の整備については、公園の広場部分として整備する方向性で検討を進めていますが、現時点で具体的な方針は決まっています。

No.	質問	回答
75	実施要領1.業務の概要 (6) その他に、(仮称)南こども園の敷地にしない残置部分の整備について設計・工事を行うとのことですが、同様に都市公園とするということになりますでしょうか。	建築敷地外の部分は、引き続き都市公園となります。
76	別添資料2 P3 「都市公園法施行令 抜粋」 から、久里浜公園全体が広場として扱われている場合は、 $5,871.85\text{m}^2 \times 30\% = \text{約}1,760\text{m}^2$ を計画地と考え、解体範囲内で形状も含め提案することは可能でしょうか。	不可とします。
77	計画地が狭小であるため、内閣府令 第6条「園庭及び園舎は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則」に基づき、久里浜公園内の一部を園庭面積に含む提案は可能でしょうか。	不可とします。
78	別添資料2 P4 計画地の敷地形状の記載がありますが、都市公園法を満たす範囲(計画地面積 $1,500\text{m}^2$)で解体範囲(公園内プール)以内であれば計画地形状を含め提案することは可能でしょうか。	不可とします。
79	1次選考 採点基準 こども園等の新築に係る設計業務に従事した件数について 経歴欄に記載されたものを件数としてカウントするとあります。カウントされるものは、 ・子ども園等 ・年代や規模面積は問わない と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
80	1次選考 採点基準について 1. 予定技術者等の経歴では、(1) (2)とあります。(1)は管理技術者、(2)は各主任担当技術者の評価と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	質問	回答
81	<p>主な業務内容 基本設計業務にワークショップがありますが、運営自体（ファシリテーターの準備、ワークショップの計画、会場、参加者への調整等）も業務に含むと考えて宜しいでしょうか。また、ワークショップ開催回数等の指定がありましたら教えて下さい。</p>	<p>ワークショップの企画、運営は市が行いますが、ワークショップへの参加については業務に含まれます。 ワークショップの開催回数は、10回程度を想定しています。</p>
82	<p>（仮称）南こども園新築工事その他設計業務委託における主な業務内容◎（仮称）南こども園新築工事基本設計業務に「本市職員（保育士等）のワークショップ」とありますが、見積金額算出に必要な項目となりますためWSの回数をお示しください。</p>	<p>ワークショップの開催回数は、10回程度を想定しています。</p>
83	<p>当該業務には下記等含め、当要項に記載の無い業務は含まれていないと考えて宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物のアスベスト調査 ・ 計画地の敷地確定図、地盤高さ等設計に必要な予条件調査 	<p>含まれません。既存建物のアスベスト調査は、令和4年度に市が実施予定です。また、計画敷地の測量調査は、令和3年度に市が実施しました。</p>
84	<p>2次選考「プレゼンテーション」の際、スクリーン及び投影機ははぐくみかんのものを使用することは可能でしょうか。もしくは参加者側で持参することとなるのでしょうか。その場合事前にスクリーン、投影機の仕様を事前に確認することは可能でしょうか。</p>	<p>事前にご連絡いただければ、はぐくみかんのプロジェクターをお貸しすることは可能です。スクリーンは、会場設備として整っています。動作確認は当日の準備時間の間に行っていただき、事前の動作確認は不可とします。</p>
85	<p>実施設計業務の計画通知申請の詳細協議に含まれる神奈川県みんなのまちづくりバリアフリー条例第16条の適合証の交付は条件になりますでしょうか。</p>	<p>必須条件となります。</p>
86	<p>別添資料2P13～14 計画床面積表の合計が1,350㎡と記載がありますが、提案内容で前後すると考えてよろしかったでしょうか。上限がある場合は合わせてご教示ください。</p>	<p>提案内容により前後することは認めます。上限、下限はありません。</p>

No.	質問	回答
87	<p>本計画では、子ども子育て支援法に基づく、一時預かり保育や子育て支援室等の子育て支援事業に係る記載がありませんが、実施される予定はありますか。</p> <p>実施予定の場合は具体的な事業や定員、室等設ける場合は面積等ご提示ください。</p>	<p>子育て支援事業の実施予定はありません。幼保連携型認定こども園単体としての整備とします。</p>
88	<p>(仮称)南こども園新築工事その他設計業務委託における主な業務内容◎(仮称)南こども園新築工事实施設計業務に「鳥瞰図、透視図作成」との記載がありますが見積金額算出に必要な項目となりますため作成枚数をご教示ください。</p>	<p>基本設計完了時に、鳥瞰図1枚。 実施設計完了時に、透視図1枚、鳥瞰図1枚を提出してください。</p>
89	<p>(仮称)南こども園実施計画2 前提条件①導入機能にて、森崎保育園とハイランド保育園を統合するとありますが、二つの保育園の現在の定員数や規模(平面図)などの資料があればご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>「横須賀市公立保育園再編実施計画(令和2～6年度)」のP21に公立保育園の一覧表を掲載していますので、そちらをご確認ください。 森崎、ハイランド保育園ともに条例定員は100人、利用定員は90人としています。 平面図については提供できません。</p>